

2014年2月5日 全9頁

欧州金融見通し 新興国からのリスクオフと欧州銀行

銀行同盟に向けストレステスト及び資産査定(AQR)の内容が一部発表に

ユーロウェイブ@欧州経済・金融市場 Vol. 16

ロンドンリサーチセンター シニアエコノミスト 菅野泰夫

[要約]

- 欧州金融セクターおよび各アセットクラス（株式、債券、オルタナティブ）の動向をピックアップした。
 - 欧州のソブリン危機は収束したのか？
 - 新興国からのリスクオフにより欧州銀行のバランスシート調整は進むのか？
 - 日々、流動性が縮小する欧州金融市場とその要因
 - 銀行同盟に向けストレステスト及び資産査定(AQR)の内容が一部発表に
 - 欧州でカバード・ボンドを発行する金融機関が減少
 - 南欧諸国の金融機関は銀行同盟を懸念してカバード・ボンドの発行は継続
 - 最近の欧州金融動向（銀行同盟、ECB、BOE等の政策実施、発言等）

はじめに

欧州のソブリン危機は収束したのか？

2014 年年明けからユーロ圏周縁国 (PIIGS) の国債利回りは急激な低下を見せている。欧州債務危機は収束に向かい、特に大きな打撃を受けたこれら諸国の経済が転換点にあるという投資家の期待を膨らませた。

具体的な各国の回復状況をみると、2012 年に労働市場改革に着手したスペイン経済は、2013 年第 3 四半期に GDP は拡大に転じ、失業率も着実な低下基調にあるといえる。アイルランドは救済プログラムから脱却し、ポルトガルもこれに続こうとしている。イタリアは諸悪の根源ともいわれるベルルスコーニ長期政権に終止符を打ったことも好材料として取り上げられる。2014 年 1 月 8 日、ギリシャの EU 議長国就任にあたり、バローゾ欧州委員会委員長は最悪の時期は脱したとし、ユーロの存続が問われた危機は収束したとの見解を示した。また、22 日のスペイン 10 年債発行に旺盛な需要がみられたことで、スペイン政府は資金調達条件が正常化したとの喜びを示した。さらに、24 日にはショイブレ独財務相が、欧州はもはやグローバル経済の発展を脅かす存在でなくなったとし、欧州の復活を印象付けていた。

しかしながら、これら債券市場の活況と経済的実態のかい離は憂慮すべき事態であり、欧州経済は急速に分岐しつつある。すなわち、フランスを除く北欧州の経済が堅調さを増しているのに対し、地中海沿岸諸国 (フランス含む) の経済は弱体化の一途にある。北欧州の生産性・効率性が上がり、資金調達コストが下がる一方であれば、地中海沿岸諸国が停滞から脱出することはより難しい。特に、イタリアのように依然として高い失業率、低い生産性が続き、競争力の乏しい国の先行きは決して明るいとはいえないだろう。ECB のドラギ総裁は勝利宣言をするにはまだ早いとの見方を示しており、資金調達コストや不良債権比率が債務危機以前の状態に戻らなければ、本当の意味での危機はまだ終わっていないともいえる。

新興国からのリスクオフにより欧州銀行のバランスシート調整は進むのか？

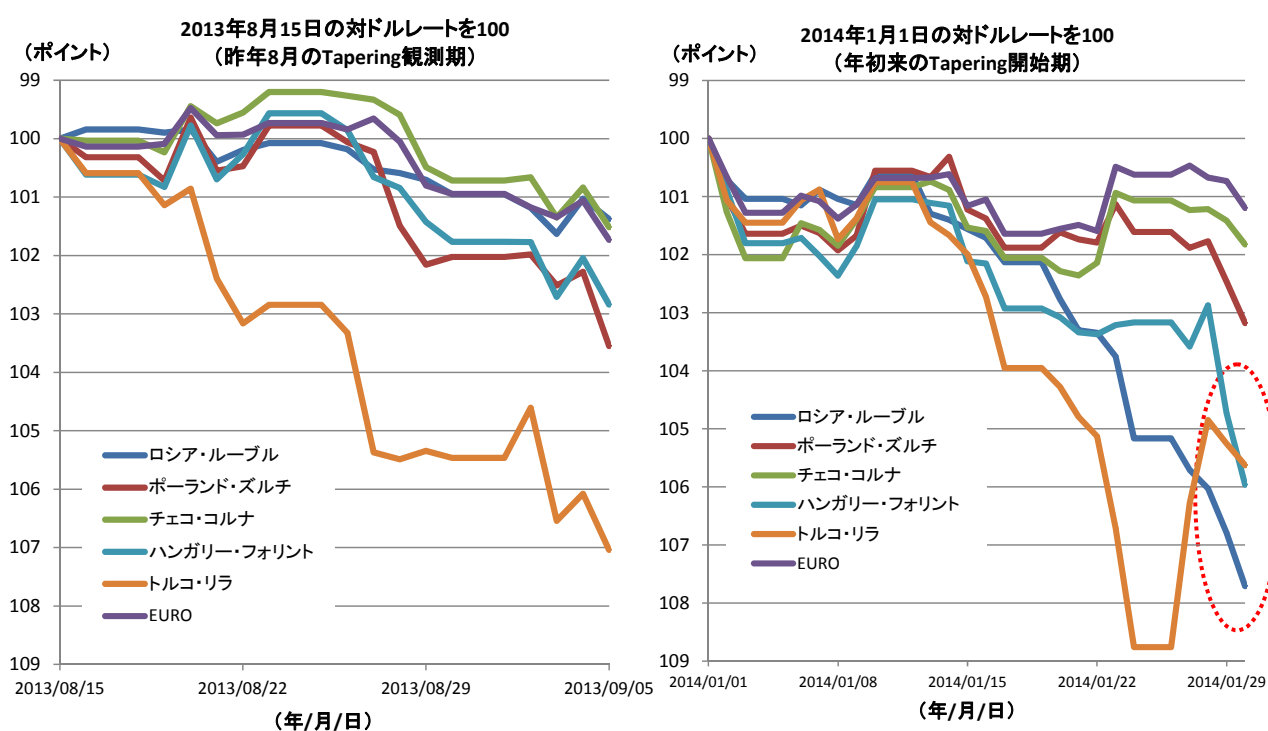
1 月 23 日、米国の Tapering (QE 縮小) に端を発する形でアルゼンチン・ペソが急落し、トルコを含む他の新興国通貨も大幅な下落を記録した。EMEA 通貨の中でも昨年 8 月の QE 縮小観測時にも生じたトルコ・リラの急落は記憶に新しい。今回の通貨急落と大きく異なるのは、各国中央銀行の迅速な利上げや無制限の介入によっても効果がない局面が生じていることだ¹。さらにトルコやアルゼンチンだけでなくロシアやハンガリー等の東欧の通貨も追随して大幅に下落していることが今回の特徴であり、本格的に米国の過剰流動性相場の縮小局面に突入したといえよう (図表 1 参照)。

シティでは、今回の新興国のリスクオフが欧州金融セクターに波及することへの懸念が、日増しに高まっている。南欧諸国の金融システムに波及することで、スペインやイタリア等の銀行への新たな火種となることを不安視する声は多い。特に欧州銀行の中でも、米国の住宅ロー

¹ 南アフリカ中銀が基準金利を 0.5 ポイント引き上げて 5.5%、トルコ中銀が 5.5 ポイント引き上げ 10.0%としたが、即時に通貨が売込まれるケースも発生し、通貨安に歯止めが掛からない状態が続いている。

ン関連訴訟や LIBOR 操作問題などの訴訟を抱える銀行や、リーマン・ショック以降公的資金が注入された銀行は、欧州金融セクター全体の好調な決算とは裏腹に与信コストが高止まりしていることにも留意すべきといえる。（過去の教訓として）日本における 90 年代バブル崩壊以降の邦銀の銀行貸出の増加と、その後の不良債権処理のスピードを考えると、実体経済以上に膨張し未だ縮小しきれていないスペイン、イタリア等の南欧諸国の銀行に更なる資産縮小、劣化が生じる可能性は完全には払拭されていない。特にスペインの銀行等は中南米向けエクスポージャーが相応にあることも不安視されている要因であるといえよう。昨年後半から、年初来の欧州銀行セクターの株高にともない、南欧諸国の銀行の体力が回復していた状況に関しても、今後は大きく反転するかが注目されている。

図表 1 昨年 8 月の Tapering 観測期と年初来の実施期の欧州の対ドルレート比較



(出所) Bloomberg データにより大和総研作成

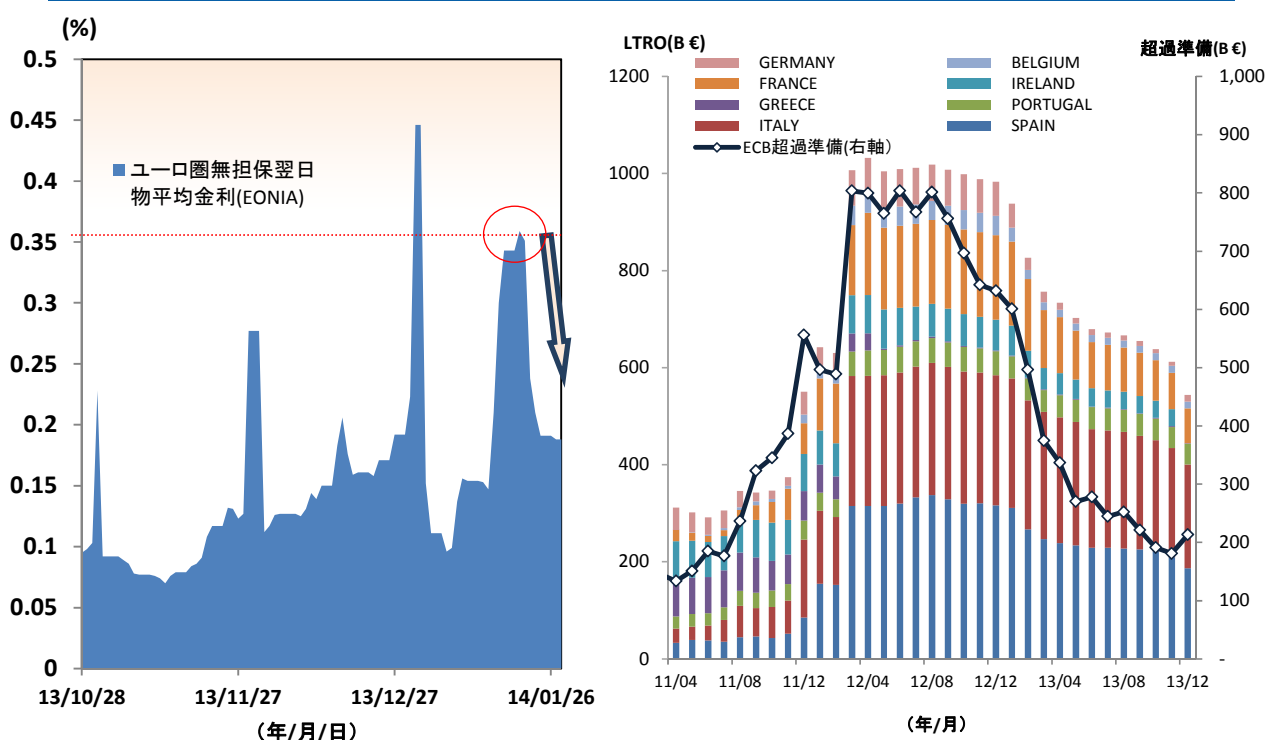
日々、流動性が縮小する欧州金融市場とその要因

欧州金融市場の変化としては、インターバンク市場において流動性が日々縮小する状況が続いていたことも挙げられる。1月中旬以降、オーバーナイト金利であるユーロ圏無担保翌日物平均金利 (EONIA) が (理論値の上限である) 政策金利の 0.25% を超え、翌週の 20 日には 0.359% にまで達した。月末は一時的に大きく上昇することが多い EONIA が、月中に大きく上昇したことで金融市場には一時的に警戒感が強まったといえよう²。年明け以降、LTR0 の早期償還の増加や、ECB における銀行の超過準備金の減少等もその要因として指摘されるが、過剰流動性の縮小と短期金融市場の動揺と直接的な関連性は薄いといえる (図表 2 参照)。特にスペイン、イタ

2 ただしその後、一旦は沈静化したために、ECB による追加緩和には至らなかった。

リア等の南欧諸国の銀行では未だLTROの償還が進んでいる状況ではない。因果関係のひとつとして指摘するならば、1月12日に発表されたレバレッジ比率規制の中で、レポ等の証券金融取引（SFT）への規制緩和が発表されたタイミングと上昇が重なることが挙げられる。規制緩和の発表を受けてレポの貸し手（資金の借り手）が多く出てきたためにレポ金利が上昇し、短期金利市場全体を上昇させたという見方もできる。ただし、今回のレバレッジ比率規制の緩和の範囲が想定した以上に範囲が狭い³ことが市場で認知され始めた翌週以降、短期金利が低下していった状況を見ると尚更といえるであろう。

図表2 ユーロ短期金利の推移（左グラフ）とLTROの残高とECBの超過準備（右グラフ）



(出所) Bloomberg データにより大和総研作成

銀行同盟に向けストレステスト及び資産査定(AQR)の内容が一部発表に

また1月31日には、欧州銀行監督機構(EBA)は、EU域内の124の銀行に適用予定のストレステスト(健全性審査)の概要を発表した⁴。今回のストレステストの主な目的は、金融機関を共通の手法・シナリオに基づきストレス耐性を比較することにある。欧州中央銀行(ECB)による実施まで1年に迫った銀行監督の一元化(銀行同盟の第1の柱)である、単一監督制度(SSM: Single Supervisory Mechanism)の事前準備の位置づけもある。

注目された今回の発表であったが、(過去のテストと同様に)ベースシナリオ(base scenario)と悪化シナリオ(adverse scenario)による3年間(2014年~2016年)のシナリオを作成する

³ 菅野素夫、「厳しすぎたバーゼル規制に緩和の流れ」、2014年1月20日、大和総研ユーロウェイブ@欧州経済・金融市場レポートVol.15 http://www.dir.co.jp/research/report/overseas/europe/20140120_008112.html

⁴ EBA、「EBA announces key features of the 2014 EU-wide Stress Test」、2014年1月31日。

手法の提示に留まり、具体的な数値基準を含んだマクロシナリオの提示にまでは至らなかった。また、昨年10月に発表された達成目標とされる普通株式等 Tier1 比率 8%は、上記ベースシナリオの閾値となり、悪化シナリオでは 5.5%の閾値をクリアすることが求められる。さらに、前回のストレステストとは異なり⁵、ストレステストの対象となるソブリンエクスポージャー（国債）はトレーディング勘定だけでなく銀行勘定に含む売買目的有価証券も時価評価の対象となる⁶。ただし、銀行勘定に含む償還日まで保有の国債（所謂、満期保有目的債券）は信用リスク上での計測対象に留まることが示唆された⁷。また詳細なストレステスト手法およびマクロシナリオに関しては 2014 年 4 月までに発表される予定であり、結果は 10 月に公表される。過去実施されたストレステストは、大半の銀行について全く問題がないと結論付け、信頼性に欠けるとして広く批判されていただけに、4 月までに発表されるシナリオに関しては厳しいものである可能性も高い。

続けて 2 月 3 日に、ECB はユーロ域内の 128 銀行を対象とする資産査定（AQR: Asset Quality Review）およびストレステストを含む包括的審査（Comprehensive Assessment）の一部詳細を発表した⁸。注目された AQR の詳細に関しては、審査概要の発表にとどまり、具体的な審査手法（数値基準等）は、現在検討中とされ発表は見送られた（今後、数週間のうちに決定すること）。ただし唯一、審査基準で使用する不良債権の定義は発表され、90 日間延滞が生じた貸出に関しては、減損や債務不履行（デフォルト）と認識されていなくとも不良債権に識別されることとなった。審査手法は第 1 四半期末（3 月末）までに詳細の発表を予定している。またストレステストの内容は 31 日に発表された EBA の発表内容に準拠している⁹。全ての審査結果に関しては 10 月まで発表し、11 月から開始される SSM に備える。

欧州でカバード・ボンドを発行する金融機関が減少

日々、流動性が縮小する中、欧州ではカバード・ボンドにて資金調達する金融機関も減少している。近年では、2011 年度、2012 年度と急速に拡大していた欧州のカバード・ボンドの発行額が 2013 年度では大きく落ち込んでいる（図表 3 参照）。カバード・ボンドは、信用力の高い債権で構成される倒産隔離されたカバールを担保として発行され、投資家は発行体の信用力と、担保資産の信用力を享受できるダブルリコース型の債券としての機能を内包する。証券化商品のような資産担保証券とは異なり、担保資産は発行体の貸借対照表上に残るケースもあ

5 前回のストレステストでは、南欧諸国のソブリンリスクの高まりから、追加的にデフォルト時の回収率(LGD)を 40%として信用リスク上（損失に対する引当金の計上）で銀行勘定の国債も対象とした。

6 EU のバーゼル III（CRR/CRD4）規則では、売買目的有価証券(AFS)区分の国債の評価損益は規制資本の算入から除外することが可能な選択肢があるため（日本の国内基準行に類似した内容）、その選択状況等の詳細は明確に開示される。

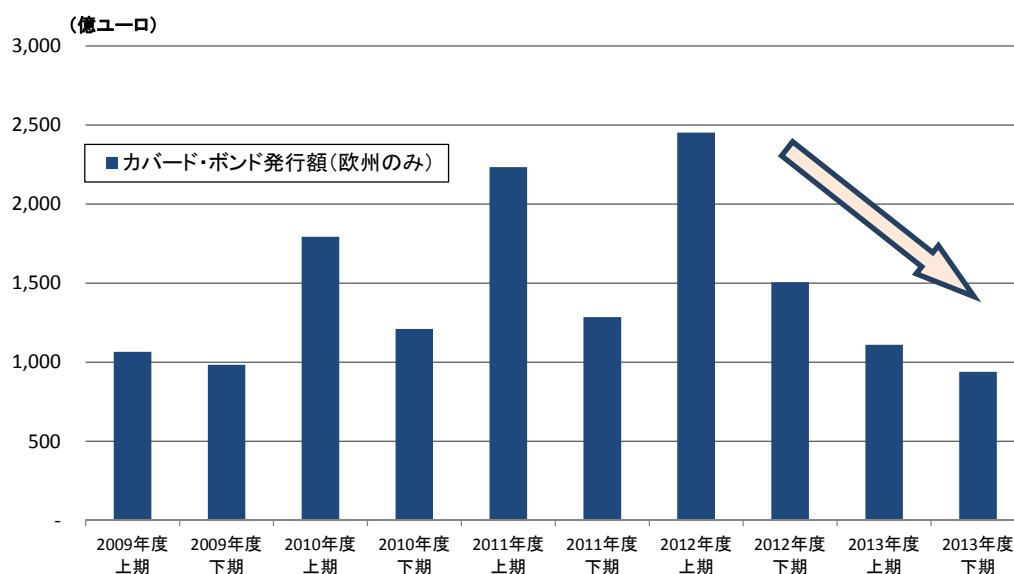
7 これは、各銀行がただちに国債を売却するインセンティブを下げるのが目的と推察される。会計基準上、売買目的有価証券から満期保有目的債券への変更はある程度、許容されていることを考えると多くの銀行がストレステストの前に満期保有目的債券に振り替えることも予想される。信用危機時の内部格付手法採用行では、信用リスク上での国債のリスク・ウェイトは（格下げが無くとも）必ずしも 0%とならず、一定程度のリスク・アセット（損失時の引当金）の積み増しが要求される。ただし、時価評価のインパクトと比較すると影響は軽微であることが多い。

8 ECB, "ECB makes progress with asset quality review, and confirms stress test parameters for comprehensive assessment", 2014 年 2 月 3 日。

9 ECB がストレステストを実施対象とする 128 行はユーロ域内銀行資産の 85%をカバー、EBA が対象とする 124 行は EU 各国の 50%以上の銀行資産をカバーする。双方の多くは重なるが、EBA のストレステストは英国の銀行等も含む。

るため、通常のMBSやバンクローン(LBOローン)とも違った金融機関発行の債券といえる。供給側(銀行)のカバード・ボンド発行低迷の要因のひとつは、ユーロ圏周縁国(PIIGS)の国債利回り低下に代表されるように、欧州の調達環境全体が好転していることが挙げられる。またユーロ圏では当面、低金利政策が継続する見通しも高く、今までカバード・ボンドの発行を優先していた金融機関においても、起債が容易な無担保シニア債での調達を優先する傾向もある。さらに供給側がカバード・ボンドを敬遠する要因として、レバレッジ比率規制に対する懸念もあるようだ。欧州銀行は、資産サイドのデレバレッジを優先するがあまり、長期間バランスシート上に残るカバード・ボンドを敬遠するといわれている。

図表3 欧州のカバード・ボンドの発行額



(注) 上期は1月～6月、下期は7月～12月

(出所) Bloomberg データにより大和総研作成

南欧諸国の金融機関は銀行同盟を懸念してカバード・ボンドの発行は継続

欧州でのカバード・ボンドの新規発行が低迷する一方、投資家側の需要は依然として根強いといわれている。カバード・ボンド投資のメリットは、(リスクの割に)高いスプレッドだけではなく、発行体が格下げされたとしても、債券自体は高い信用力が継続されることも一つである。住宅ローン等、長い年限の裏付け資産も多いカバード・ボンドに対しては、ALM的な観点から生命保険、年金基金等の投資需要も根強いといえるであろう。また、北欧州では発行が減少している一方、スペインやイタリア等の南欧諸国に限ると発行が増加傾向にある。これは、現在ECB域内の銀行に実施されている包括的審査の一環である資産査定(AQR)にその要因があるとの見方が強い。市場では、結果次第で格下げが予想される金融機関等は、来年(2015年)に控えた3年固定の長期LTR0の償還を控えた状態を考慮し、今のうち少なからず長期調達を確保しておきたい意図もあるといえる。現在の見通しでは、ECBに銀行監督と金融政策の両方の役割がある以上、ECBの資産査定が各銀行により踏み込んだ内容になるとの見方は弱い。ただし想定以上に厳しい査定を実施した場合(ストレステストの条件がシビアとなる可能性も含めて)、むしろカバード・ボンドの発行額が再度増加することも予想できるであろう。

最近の欧州金融動向（銀行同盟、ECB、BOE 等の政策実施、発言等）

11 月	4 日	ECB	銀行構造に関するレポートを発表。ベルギー、キプロス及びドイツの銀行は資産に占める借入の割合が高く、資本の割合を引き上げる必要があると指摘。ユーロ圏銀行の健全性への信頼回復に向けたドラギ総裁の本気度がさらに強調された。
	7 日	英国	英中銀の金融政策委員会は政策金利を 0.5% で据え置き、3,750 億ポンドの資産購入枠も現状維持を決定した。
		ECB	定例理事会で主要政策金利を 25bp 引き下げ、0.25% にすることが決定された。
	11 日	FSB	2016 年から段階的に導入されるキャピタルサーチャージ規則に備え、FSB が「グローバルなシステム上重要な銀行 (G-SIBs)」年次リストの最新版の公開。昨年より 1 行増加し全 29 行が対象となった。
	12 日	ECB	プラート理事は「インフレ率を目標値 (2%弱) に近づけ上昇させるためにはマイナスの中銀預金金利の適用または銀行の資産買取りもあり得る」と述べ、ECB は政策手段出尽くしではとの周囲からの懸念を否定。 アスムセン理事「マイナス預金金利は選択肢として残っている」
	13 日	ドイツ	パイトマン独連銀総裁「物価安定の見通しを考えると ECB の緩和的な金融政策は正当化されるものの、低金利環境がもたらす多くの課題を見落としてはならない」
	15 日	EU	財務相理事会は、欧州中央銀行 (ECB) による審査で資本不足と判明したユーロ圏銀行に対し、欧州安定メカニズム (ESM) より直接資本を注入する際のルールについて合意した。
	15 日	EU	欧州委員会 (European Commission) は、ユーロ圏 13 か国と非ユーロ圏 3 か国を対象に大規模な財政監視パッケージを提案した。「ユーロ経済は回復の転換点に来ており、ユーロ圏に経済ガバナンスを導入できる地点に到達した」
	20 日	英国	英中銀 (ECB) は金融行政委員会 (FPC) 議事録において、住宅市場の発展が英国金融を不安定にする潜在的リスクについて懸念されていることを示した。
	26 日	ECB/ フランス	ECB 政策委員会メンバー・フランス中銀ノワイエ総裁「ユーロ圏の分断は緩和されつつある」「金利は安定した水準に戻りつつある」
29 日	英国	英中銀の健全性監督機構 (PRA) は、英国大手銀行及び住宅金融組合に対し、バーゼルⅢ基準 (2019 年を期限に段階的に導入される) を 2014 年 1 月 1 日までに満たすよう要求した。	
12 月	2 日	ECB	コンスタンシオ副総裁は、ECB による域内銀行の単一監督メカニズム (SSM) により域内銀行の統合が進み、欧州銀行の再編が始まる可能性があるとの見方を示した。
	3 日	英国	英中銀・金融行政委員会 (FPC) の議事録 (11 月 20 日分) が発表され、住宅市場の過熱に対する懸念が高まっている上、英政府の住宅購入支援スキーム (Help to Buy) において LTV の高い住宅ローンを組んでいる借手がいることへの憂慮が明らかとなった。このため FPC は、住宅ローンの LTV や LTI に制限を課すなど金融安定のために必要な勧告を行う可能性があるとした。
		欧州 ポルトガル	欧州債券市場でポルトガル国債が上昇、前日付けた 4 週間振り高水準から 5 年債利回りが低下した。償還負担軽減を目指し、ポルトガル政府は短期債を買戻し長期債を発行する債務交換 (66 億ユーロ相当) を実施。
5 日	英国	英中銀の金融政策委員会 (MPC) が時間軸政策に基づき、政策金利 (レポ金利) を過去最低の 0.5% に、資産買取り規模も 3,750 億ポンドに据え置いた。カーニー総裁「景気回復を損ねるような早急な金融引締めはしない」	

	英国	オズボーン財務相は秋季財政演説を行い、2013年の経済成長見通しを2010年以来初めて上方修正し、3月時の予測から0.6%引き上げ1.4%とした。また2014年成長率についても従来予想の1.8%から2.4%へ上方修正した。
6日	ECB	定例政策委員会において主要政策金利0.25%の据置きを決定。下限金利の中銀預金金利、上限金利の限界貸出金利も0.0%、0.75%に据え置いた。ドラギ総裁は低インフレ長期化への懸念に対し、ユーロ圏の状況はデフレに陥った1990年代～2000年代初期の日本とは全く異なると一蹴。その理由としてユーロ圏では①早期に大胆な金融緩和策を実施、②銀行の資産査定(AQR)を通じたバランスシートのデレバレッジに既に着手している、③民間セクターのバランスシートは日本とは比較にならない、④構造的な脆弱性に対処している点を挙げた。
9日	英国	英中銀のカーニー総裁はニューヨークの講演で、英国の実質金利はマイナスながらも経済回復の兆しがあるとする一方で、同国経済は通常の状態からはまだかけ離れており、当面は引き続き緩和的な金融政策が必要との見解を示した。
	ECB	メルシュ ECB 理事はフランクフルトの講演で、ユーロ圏は緩やかな景気回復段階にあり、景気支援のため2014年にECBがとり得る政策として、中銀預金金利をマイナスにすること、長期リファイナンス・オペレーション、資産の直接購入など、それぞれリスクと副作用があるものの必要に応じて使える手段があると述べた。
10日	ECB	ドラギ総裁はローマの講演で、中央銀行は中期的な物価安定に注力すべき、欧州全体や各国レベルで改革課題に取り組む必要があると強調。銀行同盟の実現と経済成長志向型の財政再建、労働市場・製品市場の構造改革の推進を訴えた。
12日	欧州	欧州銀行監督機構(EBA)より発表予定の流動性に関する報告書において、カバード・ボンドが最高級(top-tier)の流動性を有するものと認定されないとして、EBAに助言を行うバンカーらが批判。
	欧州	欧州議会及びユーロ加盟国が、銀行再生及び破綻処理に関する指令案について合意。加盟28か国を対象とする同案により、銀行監督当局に経営難に陥りそうな銀行に対する早期介入権限を付与、それでも破綻した場合には破綻行の株主及び債権者に損失を負担させる。その後に銀行界が出資する基金からの出資や国有化の措置をとる。
	ECB	ドラギ総裁は欧州議会にて、銀行保有の国債に対するリスク・ウェイトに関する規制はECBが関与すべきでなく、パーゼル委員会にて適切な時期に議論されるべきとの認識を示した。
15日	ECB	アスムセン ECB 理事が任期半ばで辞意を表明。ドイツ政府は後任としてドイツ連銀副総裁ラウテンシュレーガー氏を推薦。
16日	ECB	新設の銀行監督当局(単一監督メカニズム; SSM) 監督委員会委員長に仏中銀のダニエル・ヌイ女史の就任が決定(任期5年、更新無し)。SSMの監督権限が本格化する2014年11月までに監督体制を整える。
17日	欧州	EU加盟国と欧州議会代表は、域内銀行破綻時の預金保険制度について、銀行からの積立金徴収を義務付ける規制の法制化で合意。破綻処理費用を賄うべく、対象預金の0.8%相当を積立てることが銀行に要請される。
18日	欧州	EU財務相会合で、単一破綻処理(SRM)について合意に至る。合意の主な内容は、①破綻処理基金を設立、②基金には参加各国の利用枠を当初設定し、10年以内に統合、③初期段階で基金財源不足の場合は、銀行税など国内資金または欧州安定化機構(ESM)を利用、④SRMは2015年1月より施行、ペイル・イン及び破綻処理機能は翌2016年1月より開始、などである。
20日	EBA	EBAが流動資産に関する報告書を発表。EBAはカバード・ボンドの一部に非常に高い流動性があることを認めつつもこれをtop-tierに含めるには疑問が残るとして第2区分と認定している。

1月	2日	欧州 ECB	ECB 政策委員会メンバー、バイトマン独連銀総裁は、ECB が長期リファイナンスオペ (LTRO) 再開を決定する場合には、LTRO で供給された流動性が国債購入より与信に回るよう、銀行によるキャリー取引の妙味を減ずるべくコストを高くするべきとの考えを示した。
	9日	ECB	ECB は主要政策金利を 0.25% に据え置き。ドラギ総裁は、低金利の緩和的な金融政策を必要な限り維持するとして ECB のガイダンスを強化し、ユーロ圏危機が去ったと考えるのは尚早だと述べ、銀行はユーロ圏で与信の一時的悪化を招いても不良債権処理を続けるべきとの見解を示した。
		英国	英中銀 ECB は政策金利のレポ金利を過去最低の 0.5% に据え置き、資産買取規模も 3,750 億ポンドで維持した。
	12日	欧州	バーゼル銀行監督委員会は、銀行のレバレッジ比率の算出基準を若干緩和する方向での合意を発表。エクスポージャー額の算出において銀行のデリバティブ取引に関するネット処理が認められる場面に触れ、レポ取引にも修正を加えた。また流動性規制についても修正を行い、安定調達比率 (NSFR) の基準も変更。
	14日	欧州	ECB メンバー、ノボトニー・オーストリア中銀総裁は、ユーロ圏の今年の経済成長率は予想以上となる可能性もあると述べ、ユーロ圏では短期的・中期的にインフレもデフレも見られないと語った。
	15日	欧州	ECB は、EU 域内の銀行を対象に実施するストレステストについて、満期償還日まで保有するソブリン債については時価評価を想定していない旨を発表した。
	16日	欧州	ECB のクーレ理事は、ユーロ圏の銀行は新たな長期リファイナンスオペ (LTRO) が不要である可能性はあるが、政策手段たるフォワードガイダンスを強化する用意はあると述べた。
	17日	欧州	EU の欧州委員会・バルニエ委員の草案で、EU の「システム上重要な」大手銀行、財務上の特定基準を超えた金融機関は 2018 年以降、自己勘定取引が禁止されることが判明。29 社程度の金融機関が対象。計画詳細は後日発表される予定。
	31日	ECB	ECB は、欧州の大手銀行のバランスシート「包括的評価」の一環として、「資産内容審査」の対象となる 128 行に対し、デフォルト (債務不履行) リスクのある貸出債権を開示するよう書面で要請。
欧州		欧州銀行監督機構 (EBA) は、ストレステストの概要を発表。欧州の大手銀行は経済危機下でも自己資本比率 (コアエクイティ Tier 1 capital) が 5.5% を下回らない旨発表した。	
2月	3日	ECB	域内の 128 銀行を対象とする資産査定 (AQR: Asset Quality Review) およびストレステストを含む包括的審査 (Comprehensive Assessment) の一部詳細を発表した。ストレステストの内容は 31 日に発表された EBA の発表内容に準拠するとした。

(出所) Bloomberg および各種報道より大和総研作成